

1. 県の対応

9月17日	15:00	災害対策本部設置
	16:00	第1回災害対策本部会議
9月18日	11:00	災害救助法（第2条第2項）の適用
9月19日	10:00	自衛隊派遣要請（三股町土砂災害対応）9/19撤収
	11:30	第2回災害対策本部会議
	13:30	自衛隊派遣要請（高原町給水）9/25撤収
9月21日	14:05	知事と市町村長とのWeb会議
9月22日	14:00	第3回災害対策本部会議
	15:00	災害救助法（第2条第2項）の適用終了
9月29日	12:00	災害救助法（施行令第1条第1項第1号）の適用の公示（延岡市）

2. 被害状況

(1) 人的被害・住家等被害（人・戸）

計	人的被害			住家被害					非住家被害	
	死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共施設	その他
			重傷							
3	0	3	23	5	11	197	759	533	3	38

【孤立状態にある集落等の状況について】

椎葉村（尾向区）1世帯3人

※水や食料は供給されており、道路の寸断はあるが歩いて往来可能

(2) 避難指示等

9月20日午前7時までに全て解除

（ピーク時（9月18日23時）は、6,298世帯11,985人が避難）

(3) ライフライン関係被害

①交通（JR）

吉都線：通常どおり運転

日南線（南郷～志布志）：終日運転見合わせ（26日よりバスによる代行輸送を実施）

②水道

9月30日14時00分までに県内全域の断水は解消済み

（最大で8,389戸に断減水等の影響が発生）

③下水道

一部浸水や冠水、外壁破損等の被害があったものの、処理機能等に問題なし

（諸塚浄化センターにおいては、簡易処理にて放流）

④電力

主要な復旧工事は完了

（ピーク時（9月19日午前1時）は、県内で11万4,550戸が停電）

⑤道路

規制24路線27区間（国道：3路線5区間、県道：21路線22区間）

【内訳】倒木7区間、崩土5区間、決壊15区間

（台風による規制を実施した道路100路線147区間）

(4) 土木関係被害（箇所）

道路（1,021）、橋梁（4）、河川（315）、砂防（9）、港湾（7）、

公園（5）、下水道（3）

(5) 農林水産関係被害

水稲	倒伏、冠水、土砂流入 <u>等</u>
飼料作物	<u>飼料用とうもろこし、飼料用稲の倒伏 等</u>
果樹	なしの落果、くりの落毬 <u>等</u>
露地野菜	にんじん・だいこんの株の流亡、露地なす等の茎葉折損 <u>等</u>
施設野菜	浸水・冠水、葉茎の折損 <u>等</u>
花き	しきみの倒伏、 <u>枝折れ 等</u>
施設園芸用ハウス	ハウス被覆資材等の破損 <u>等</u>
畜産（畜舎含む）	牛舎の倒壊、屋根の破損、肉用牛の圧死等、採卵鶏の死亡
<u>共同利用施設</u>	農業協同組合共同利用施設等の施設や機材等の破損、故障
農地	農地、農業用施設（水路、農道 <u>等</u> ）
水産、漁港等	共同利用施設、漁協事務所、漁具、漁船、養殖施設、養殖物、漁港施設、水産試験場、 <u>流木漂着 等</u>
林道	<u>16市町村</u> で法面崩壊等が発生
林地	<u>19市町村</u> で林地崩壊等が発生
自然公園	九州自然歩道の被災（法面崩壊、 <u>転落防止柵、路盤・手摺りの流出等</u> ）
森林	<u>12市町村</u> で風倒木被害が発生
木材加工流通施設	木材加工機械及び資材倉庫等に被害が発生
特用林産施設	生産施設破損等が発生

(6) 商工観光関係

①商工業関係（852）

【被害例】浸水、屋根損壊、看板落下・破損、外壁の剥がれ、シャッターの破損 など

②観光業関係（4）

【被害例】民宿建物（椎葉村）の地盤崩落、高千穂峡遊歩道一部崩壊、都城島津邸御門倒壊、鶴戸神宮楼門屋根部分の銅板剥落

(7) 社会福祉施設等関係

・児童福祉施設（113）、障がい者（児）福祉施設（49）、老人福祉施設（22）

医療施設（1）

【被害例】カーポート・倉庫の破損。野菜等の苗の被害、屋根の損壊、床上浸水、ビニールハウス損壊、車両の浸水 など

(8) 教育関係

・公立小中学校（247）、県立学校（48）、私立学校（15）、学校関係施設（18）

・文化財関係（国指定文化財（25）、県指定文化財（15））

・スポーツ関連施設（2）

・社会教育施設等（49）

【被害例】停電、破損、雨漏り、倒木、天井破損、土砂崩れ、倒壊、外壁剥落など

(9) 警察関係

・交通安全施設：信号機関係（72）、大型標識（8）、路側標識（81）

【被害例】信号制御機の水没、信号ケーブルの損傷、路側標識の倒壊など

信号機、標識は全て応急措置済み

令和4年台風14号に係る被害状況（第2報）

（10月7日現在）

（単位：百万円）

	分類	内容	箇所	金額
1	土木関係	道路関係被害	1,021	21,644
		橋梁関係被害	4	249
		河川関係被害	315	8,803
		砂防関係被害	9	630
		港湾関係被害	7	1,040
		公園関係被害	5	252
		下水道関係被害	3	216
		小計	1,364	32,834
2	農業関係	農作物等被害	— (注)	3,923
		農地・農業用施設等被害	2,074	6,270
		小計	2,074	10,193
3	水産関係	養殖物・漁業用施設・漁港等被害	— (注)	684
4	森林関係	林地・林道施設等被害	686	7,669
5	商工関係	商業・工業関係被害	852	1,833
6	文教関係	文教施設等被害	264	431
7	福祉関係	医療・社会福祉施設被害	78	7
8	公共施設	交通安全施設、県有施設等被害	75	241
		発電・工業用水道施設等被害	18	267
		合計	5,411	54,159

※数値は現時点の速報値であり、今後増減しますので御留意ください。

※金額については調査中のため計上されていないものがあります。

（注）農作物等被害、養殖物・水産関係・漁港等被害の箇所数については、面積、頭羽数、件数等での把握となるため「—」としている。

【参考】

過去の台風被害額の例（災害の記録より）

平成30年台風24号 20,625（百万円）

平成17年台風14号 128,854（百万円）

平成16年台風16号 46,949（百万円）

平成9年台風19号 44,310（百万円）

平成5年台風13号 45,121（百万円）

1. 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部長は、県の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部、地方支部又は現地災害対策本部を廃止する。

2. 災害対策室の設置基準

災害対策本部が廃止された場合において、復旧活動への円滑な移行のために関係機関相互の調整が必要とされる場合は、災害対策室を設置する。

3. 災害対策室の所掌事務と組織

(1) 所掌事務

- ①災害復旧に関する情報の収集及び伝達
- ②関係市町村及び防災関係機関との連絡調整
- ③その他災対本部長及び室長が必要と認めること

(2) 組織

- ①室長：危機管理局長、②副室長：消防保安課長、③室員：下表例のとおり

班名	主な事務	班名	主な事務
総括班	総合調整、全体被害まとめ等	商工観光労働班	商工観光関係被害対策、金融対策等
総合政策班	広報・報道、総合交通対策等	農政水産班	農業・水産業被害対策等
総務班	県税措置等	県土整備班	道路・河川・港湾被害対策等
福祉保健班	生活再建支援、水道被害対策等	文教班	教育関係被害対策等
環境森林班	林業被害対策、廃棄物対策等	受援対策班	市町村への人的支援等

※関係省庁視察や要望等については、各班各部局連携のもと対応する。

4. 設置期間

本日（10/7）から当面の間（参考：平成17年台風14号の例 9/13設置⇒12/28解散）